3　走行方法

［(1)～(11)　略］

(12)　夜間は、対向車と行き違うときやほかの車の直後を通行しているときを除き、前照灯を上向きにして、落下物や交通事故などにより停止した車を少しでも早く発見するようにしましょう。

(13)　［略］

［４・５　略］

注８　［略］

**第10章**　交通事故、故障、災害などのとき

**第３節**　災害などのとき

1　地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、大規模な地震災害が生じるおそれのある地域が強化地域（地震防災対策強化地域をいいます。）として指定されます。現在のところ、東海地震に関して静岡県の全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の７都県の一部が指定されています。

この強化地域において、大規模な地震の発生するおそれが迫つており、かつ、地震防災応急対策を実施することが緊急に必要であるときは、内閣総理大臣が警戒宣言を発することになつています。

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されます。強化地域内の運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1)　車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア　［略］

イ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2)　［略］

2　［略］

3　大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1)　車を運転中に大地震が発生したとき

［ア～ウ　略］

エ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2)　［略］

［４・５　略］

用語のまとめ

［注１～注６　略］

注７　先進安全自動車（ＡＳＶ）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ＡＣＣ（車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

注８　［略］

3　走行方法

［(1)～(11)　同左］

(12)　夜間は、対向車と行き違うときやほかの車の直後を通行しているときを除き、前照灯を上向きに切り替え、少しでも早く落下物や交通事故などにより停止した車を発見するようにしましょう。

(13)　［同左］

［４・５　同左］

注７　［同左］

**第10章**　交通事故、故障、災害などのとき

**第３節**　災害などのとき

1　地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

［同左］

(1)　車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア　［同左］

イ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2)　［同左］

2　［同左］

3　大地震が発生したとき

［同左］

(1)　車を運転中に大地震が発生したとき

［ア～ウ　同左］

エ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2)　［同左］

［４・５　同左］

用語のまとめ

［注１～注６　同左］

［加える。］

注７　［同左］